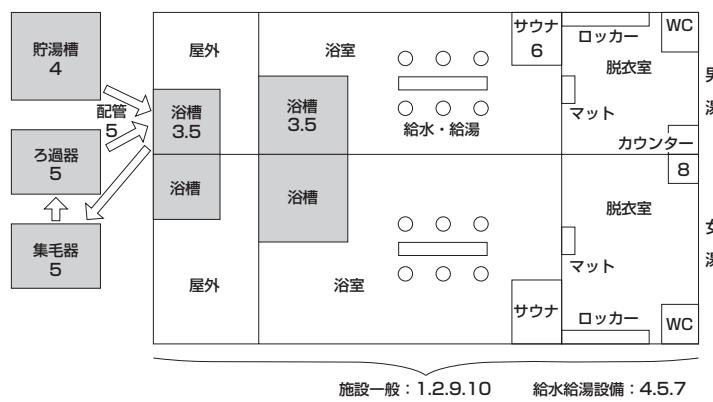


(1) 公衆浴場の自主管理点検について

施設の利用者にとって公衆浴場は日常生活に不可欠な公共的施設です。また、人と人とのコミュニティの場でもあり、一日の疲れを癒す場でもあります。

近年、公衆浴場を発生源とするレジオネラ症の集団発生により、利用者が亡くなる事故も起きています。このような事故をひとたび起こしてしまうとお店の信用はゆらぎ、その回復は非常に困難となります。事故を未然に防ぐためにも、日常的な自主管理・自主点検が必要です。

自主管理・自主点検の方法について、以下のレイアウトに従い、そのポイントを説明していきます。



(2) 自主管理点検票の点検項目について

【1 採光・照明・換気・排水】

- 施設内は照明、採光、換気等を十分に行っているか。

照明及び採光については、浴室、脱衣室、便所が150～300ルクス、受付、下足場が300～700ルクス、廊下は75～150ルクスが望ましい値です。

換気は、炭酸ガス濃度が1500ppm以下、一酸化炭素濃度が10ppm以下になるように管理してください。

- 照明器具、空調機、換気扇、扇風機は、適宜点検、清掃しているか。
- 洗い場等の排水は良好か。

排水設備は、水流を良好にし、汚水を滞留させないように管理してください。

【2 施設の清潔】

- 浴室、脱衣室、便所等は、毎日1回以上清掃し、清潔にしているか。

使用済みのカミソリ、ゴミ等が浴室内に放置されていないか適宜点検してください。

また、施設を毎日清掃し、清潔にするとともに、ねずみ、衛生害虫等の発生、生息状況についても定期的に点検し、適切な防除措置を講じてください。

ねずみ、衛生害虫は見た目にも不衛生で、疾病を引き起こすおそれがあり好ましくありません。施設内及び施設周りを毎月1回以上点検し、適切な防除対策を講じてください。また、それらの侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けてください。

- 洗いおけ、腰掛け、足拭きマット等は、毎日洗浄又は交換し清潔にしているか。

浴室内で人が直接接触する洗いおけ、腰掛けのほか、脱衣室の足拭きマット、床、脱衣箱、体重計等についても毎日清掃し、1月に1回以上消毒してください。

床面、体重計が濡れていませんか。多くの人が利用するので、営業時間中に定期的に脱衣室を見回ってください。

【3 浴槽一般】

- 浴槽水は、常に満杯状態を保っているか。

浴槽水は、常に清潔でなければなりません。常にオーバーフローするようにして浴槽水の汚れを流

すようにしてください。

・**浴槽は毎日換水し、清掃を行っているか。**

浴槽水は、前日に使用した水を使用してはなりません。前日使用した浴槽水は、汚れていることや配管あるいは浴槽の壁にはアメーバの発生が考えられ、レジオネラ属菌の増殖の恐れがあります。毎日換水することが事故を防ぐ方法の一つとなります。また、消毒については、塩素系の薬剤を用い、遊離残留塩素を0.4mg／mℓ以上に保つようにしてください。

原水、上がり用湯及び浴槽水は必ず年1回以上水質検査を実施し、その記録を3年以上保存してください。

水質検査の結果が「適」であっても、その日以降の水質が「適」であるとは限りません。日常の清掃、消毒といった管理をきちんと行い、その記録を3年以上保存してください。

原水、原湯、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水の水質基準

項目		基 準
①原水 ②湯 ③上がり用湯 ④上がり用水	色度	5度以下であること
	濁度	2度以下であること
	水素イオン濃度	pH値5.8～8.6であること
	過マンガン酸カリウム消費量	10mg／ℓ以下であること
	大腸菌群(注1)	50mℓ中に検出されないこと
⑤浴槽水	レジオネラ属菌	検出されないこと(注2)
	濁度	5度以下であること
	過マンガン酸カリウム消費量	25mg／ℓ以下であること
	大腸菌群	1個／mℓ以下であること
	レジオネラ属菌	検出されないこと(注2)

(注1) グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解し、酸とガスを形成する全て的好気性又は通気嫌気性の菌

(注2) 検出限界(10CFU／100mℓ)未満であること。

・**浴槽剤は、衛生及び安全に支障のないものを使用しているか。**

[4 貯湯槽]

・**貯湯槽は破損、内部の汚れがないか。**

貯湯槽は、土ぼこりが混入しないよう密閉状況や破損箇所及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況を確認しましょう。貯湯槽内部の清掃及び消毒は1年に1回以上行ってください。

・**貯湯槽内の湯は、60℃以上の保持又は塩素系薬剤による消毒を行っているか。**

貯湯槽内の温度はレジオネラ属菌が繁殖しないよう、60℃以上に保つようにしてください。これにより難い場合、塩素剤による湯の消毒を行い、残留塩素濃度をおおむね0.4mg／ℓ以上とし、槽内が均一となるようにしてください。

また、貯湯槽内部の湯が長時間滞留した状態のときは、内部でレジオネラ属菌が繁殖している可能性があるので、溜まった湯を排出し、内部の清掃を行った後に使用してください。

[5 ろ過器等]

・**ろ過器の逆洗浄、循環配管の消毒は、週1回以上行っているか。**

砂ろ過式のろ過器の逆洗浄を行う場合は、ろ材表面の汚れ等を除去するため、砂が十分に攪拌されるよう水流を調節して行いましょう。また、逆洗浄ができないろ過器については、ろ材の交換等を行い、生物膜の形成や汚れの蓄積防止に努めてください。ろ材の汚れの除去と合わせて、塩素剤によるろ過器内部の消毒も行ってください。

循環配管の消毒は、1週間に1回以上行ってください。消毒は、次のような方法があります。

① 遊離残留塩素濃度を2mg／ℓ以上に調整した浴槽水を循環系統に数時間循環させる。

② 60℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる。

かなお、消毒方法は、循環配管や浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して、適切な方法を選択してください。

また、年1回程度は、循環配管内の生物膜の状況を点検し生物膜が発生している場合は、その除去を行うようにしてください。この場合、過酸化水素水を使用した配管の洗浄方法は専門的技術を必要とし、危険を伴うので、専門業者に依頼してください。

・**集毛器は、毎日清掃しているか。**

集毛器は、ろ過器同様、レジオネラ属菌の温床となる可能性が高いので、内部の毛髪、垢、ぬめり等の除去のため、毎日清掃してください。

また、塩素系薬剤で集毛部や内部を消毒することが望ましいです。

- ・浴槽水は塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度0.4mg／ℓ以上に保っているか（これにより難い場合は、他の消毒方法と併用）。

浴槽水は毎日完全に換水し、浴槽の清掃を行ってください。

使用中は、遊離残留塩素濃度を適宜確認し、0.4mg／ℓ以上に保ってください。消毒のための塩素剤を投入する位置は、ろ過器の前後又は浴槽内のいずれでもよく、消毒装置を使用する場合は、塩素剤の補給や機械の運転状況等について確認しましょう。

また、温泉の泉質等のため、塩素消毒の効果が減少する場合には、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒などの消毒方法との併用は認められます。ただし、これらの消毒方法は、いずれも残留性がないため、必ず塩素剤による消毒と併用しなければなりません。

- ・レジオネラ属菌の検査を年1回以上行っているか。結果は不検出（10CFU/100ml未満）か。

原則として系統ごとに年1回以上検査を実施しなければなりません。検査の結果が基準値を超えた場合は、速やかに衛生上の措置を講じた後、再度検査を行い、不検出（10CFU/100ml未満）を確認してください。

- ・入浴設備の管理記録、水質検査結果等を、3年間保持しているか。

【6 浴槽・蒸し機・サウナ】

- ・浴槽、サウナ室の温度計は適正に作動しているか。

浴槽やサウナ室内の温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等については、絶えず点検を行うようにしてください。

- ・見やすい場所に入浴上の注意事項が掲示してあるか。

利用者の安全確保と清潔保持の観点から、サウナ室や水浴槽等の使用方法を見やすい場所に掲示してください。

また、入浴料金、営業時間についても、見やすい場所に掲示してください。

【7 飲料水】

- ・入浴者用飲料水は、水質基準に適合しているか。

入浴者用飲料水の設備には、飲料水である旨の表示をしてください。

飲用水の水質検査を給水栓（水道管に直結している給水栓を除く）において実施し、その記録を保存してください。

水質検査の実施基準

	検査項目	検査回数	保存期間
井戸水	色、濁り、臭い、味 一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等に代表される有機溶剤のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項	1日1回以上 1年に1回以上	3年以上
貯水槽	色、濁り、臭い、味	1日に1回以上	

水質検査の結果、水質基準を超えた場合は、最寄の水道局、保健所に連絡してください。

また、飲用水を供給する受水槽、高置水槽は1年に1回以上清掃をしてください。

【8 貸与物・物品販売等】

- ・くし、タオル、パンツ等を入浴者に貸与する場合は、清潔なものを貸与しているか。

- ・貸与物は管理しやすい場所に保管し、使用前のものと使用後のものを区分しているか。

物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにしてください。

【9 善良な風俗】

- ・善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を掲示していないか。

- ・10歳以上の男女を混浴させていないか。

【10 届出】

- ・構造設備、管理者等に変更があった場合、保健所長に届け出ているか。

(1) 従事者に関する事項

多くの人が利用する環境衛生関係営業においては、従事者は常に健康や清潔に気を配ることが必要です。感染症などの疾病には特に注意が求められます。その他定期的な研修や講習会の受講が必要な場合もあります。そこで、次のような点について点検を行いましょう。

① 従事者は定期的に健康診断を受けているか。

1年に1回以上健康診断を受けることが望されます。

② 伝染性の疾病にかかっている者又は疑いのある者が業務に従事していないか。

結核等人から人へ感染する疾病は自らが感染していることがわからないことが多い、従事者間や場合によっては利用者に二次感染させてしまうおそれもあります。

健康診断等で早期発見に努め、疾病にかかったら早めに治療するようにしましょう。伝染するおそれのある皮膚疾患にかかっている場合は、業務に従事せず早めに治療するように努めましょう。

③ 清潔な衣服、白衣などを着用しているか。

また、身の回りの清潔に気を配り、利用者に対し気持ちよいサービスを提供するようにしましょう。

④ 定期的な研修や講習会の受講はしているか。

定められた研修や講習会は必ず受講するようにしましょう。

(2) 定められた保健所への届出は、きちんと行っているか。

それぞれの営業について、法令により必要な届出が義務付けられています。これらについて日頃から十分認識し、変更事項等が生じたときは遅滞なく保健所へ届けなければなりません。定期的に点検しましょう。

① 管理者・従事者に関する事項

管理者・従事者に変更などが生じたときは速やかに届け出ることが必要です。

② 構造設備に変更が生じた場合

それぞれの業種よって内容は異なりますが、構造設備に変更があったときは速やかに届け出ることが必要です。大規模な変更の場合には許可自体に影響を及ぼすこともありますので、事前に保健所に相談するようにしましょう。

(3) その他の関係機関への届出もきちんと行っているか。

建築部局（例、特殊建築物定期報告）や消防署（例、防火管理者の届出、消防設備点検報告）などの関係機関に届け出ることが必要な事項もあります。これらについても十分認識し、遅滞なく届け出るようにしましょう。

このパンフレットに対する御質問は、東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課（電話：03-5320-4385）にお問い合わせください。

（発行）東京都福祉保健局健康安全室 電話03(5320)4385

（編集）（社）東京都環境衛生協会 電話03(3442)3611

（印刷）有限会社 明光印刷 電話03(3959)7541

発行 平成17年11月 登録番号(17)第250号



1ABD0

